子どもの性的搾取防止のための旅行・ 観光業界行動倫理規範(コード・オブ・ コンダクト)調印の世界的拡大の背景 と意義について

日本における「コード・プロジェクト」推進に向けて

斎藤恵子

はじめに

「子どもの性的搾取防止のための旅行・観光 業界行動倫理範」(コ・ド・オブ・コンダクト) とは、18 歳未満の子どもを、観光における子 ども買春から守るため、子どもの商業的性的

搾取に反対する NGO のECPAT、WTO (国

際観光機関)、ユニセフ(国連児童基金)、観光業界が連携して世界の観光旅行業界に調印と項目の実施を促している6項目からなる観光業界の行動規範である。この規範は世界の旅行・観光業の健全な発展のために作られ、日本でも2005年3月14日に、60社を超える企業が6項目を自社の活動に組み入れることに合意する合意書に署名した。

日本の旅行業界による規約内容の実践には、 国内外で大きな期待が寄せられているが、規 約が生まれ、調印が世界的に広がっていった 背景や背後にある理念について、また世界で すでに行われている先駆的な事例についての 研究は日本ではまだほとんど見られない。す でに国内 83 社・団体が調印し、項目の実施 状況に世界の注目が集まろうとしている今、 以上のような点に焦点をあてた研究が行われ る必要性があるのではないだろうか。

このような問題意識にたって、本論文では、 1章でコード・オブ・コンダクトの概要と出 現の背景、2章で国境を越えて広がった調印 とその後の取り組みにWTOが果たした役割 とその働きを支えた理念や資金について、3 章では国際NGO・ECPATの働きについてと、 企業の社会的責任としてECPATと連携して 子どもの性的搾取問題と取り組む企業の事例 を取り上げる。4章では、企業および業界団体・日本ユニセフ協会・日本でECPATの運動を担うNGOで構成される「コード・オブ・コンダクト推進協議会」設立の背景と意義、活動内容、コード・オブ・コンダクト推進のための今後の課題について指摘する。

1章

子どもの性的搾取防止のための旅行・ 観光業界行動倫理規範(コード・オブ・ コンダクト)とは

「子どもの性的搾取防止のための旅行・観光業界行動倫理範」(=Code of Conduct to Protect Children from Sexual Exploitation in Travel and Tourism 以下、コード・オブ・コンダクト)とは、WTO やユニセフなどの国際機関の支援のもと、観光・旅行業界(ツアー・オペレーター、トラベルエージェンシー、ホテルなど)と子どもポルノ・子ども買春・性目的の人身売買根絶を目指す

NGO · ECPAT (End Child Prostitution,

Child Pornography and Trafficking of Children for Sexual Purposes 国際事務局:バンコク)注 1)が中心となって進めてきた、観光・旅行における子どもの性的搾取をなくすための国際協力プロジェクトの中核をなす規範である。コード・オブ・コンダクトに調印した企業や団体は、これらの規範を実施することを明文化した合意書を、国際運

営委員会事務局や各地のECPATパートナーに提出した後、次の6項目の実施が求められる。

【旅行・観光業界行動倫理規範】

- 1.子どもの商業的性的搾取に反対する企業としての倫理規定や方針を確立する。
- 2. 出発地および目的地の両方で従業員を教育・訓練する。
- 3.供給業者(旅行目的地の旅行業者など)

と結ぶ契約の中に、契約両者が協力して 子どもの性的搾取を拒否することを記し た条項を導入する。

- 4 .カタログ、パンフレット、航空機内映像、 航空券、ホームページなどを通じ、旅行 者に関連情報を提供する。
- 5. 旅行目的地の現地有力者に関連情報を提供する。
- 6.年次報告を行う。注2)

コード・オブ・コンダクト推進活動は、1998 年から ECPAT スウェーデン、WTO、北欧の ツアー・オペレーターによって開始された。 この活動は ECPAT のイニシアティブにより 開始され、WTO の支援のもと、EU やユニ セフの資金提供を受けて現在世界規模に拡大 し、調印した企業は2005年12月までに世界 25 か国、254 社にのぼる。注3)日本での調 印は 2005 年 3 月 14 日に行われ、2006 年 8 月現在国内 83 社・団体が同規範に調印して いる。 コード・オブ・コンダクトの国内で の推進を目指し、コード推進協議会が構成さ れ(事務局・JATA)JTB、ジャルパック、 ジャパングレイス、JATA、OTOA、ECPAT の公式連携団体である ECPAT/ストップ子ど も買春の会、日本ユニセフ協会がメンバーと なっている(国内における詳細は4章参照)。

子どもの商業的性的搾取に対する世界の取り組みと旅行業界の対応

1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、翌年の1990年に「第三世界観光に関するエキュメニカル(超教派)連合」の提唱により「観光と子ども買春 現代奴隷制のなかの子どもたち」という国際協議会がタイのチェンマイで開催された。この会議では、スリランカやタイ、フィリピンなどでの子ども買春の実態が報告され「毎年100万人以上の子どもたちが買春・ポルノ・性目的の人身売買の犠牲になっている」と報告された。これを契機に1991年にECPATが発足する。

91年の発足後、3年2期にわたるキャンペ ーンの成果として、1996 年 8 月にスウェー デンのストックホルムで「児童の商業的性的 搾取に反対する第1回世界会議」がスウェー デン政府をホスト国として ECPAT、ユニセ フ、子どもの権利条約 NGO の共催により開 催され、世界各国の政府代表、国際機関、NGO、 企業代表、個人など 1700 人を超える人々が 参加した。この会議は、子どもの商業的性的 搾取という問題が初めて国際的なレベルで話 し合われた点、国際機関・政府と、NGO 及 び旅行業界を含む様々な民間セクターが、問 題解決に向けて対等の立場で議論した点など それまでにない形式であり、国際的にも大き なインパクトを与える会議となった。会議に 集まった 122 か国の政府は、子どもの商業的 性的搾取根絶のための9つの重要分野(法改 正と法の執行強化、性的搾取者、ポルノグラ フィー、観光と買春、教育、健康問題、防止 と社会的・心理的リハビリ、メディア、人間 の価値観)に沿った「ストックホルム宣言・ 行動のための課題」に合意し、2000年末まで に国内行動計画の作成および対策の実行を約 束した。ストックホルム行動計画の中の「行動 のための課題」には、「観光産業および民間企 業を動員し、その施設やネットワークが子ど もの性的売買に利用されないようにする」と いう項目が含まれている。

第1回世界会議のために提出された作業文書のひとつ「観光と子ども買春」注 4)は、観光における子どもの性的搾取から子どもを守るためにWTOやECPAT、コード・オブ・コンダクト推進委などが作成した様々な啓発、広報、教材の基礎となっている。注 5)作業文書では、1996年以前に観光における子ども買春の背景が様々な角度から分析され、「観光の究極の目的は平和、人権、人々や文化の相互理解、持続可能な発展の促進である」と考える人々が増え、旅行・観光産業のなかに「企業責任」という新しい考え方が生まれている

ことを指摘しつつ、そのような観点からはセックスツーリズムは明らかに解決しなければならない課題であると述べている。また、文書ではそれまでに取られた観光旅行業界内の先駆的取り組みについても紹介し、さらなる行動を促している。

観光・旅行業界の中でストックホルム会議 以前にこの問題に関心を持ち積極的な活動の 必要性を認識していたのは旅行業者協会世界 連盟(UFTAA)やWTOなど少数の組織で あったが、第1回「児童の商業的性的搾取に 反対する世界会議」には観光旅行業から多数 の代表が参加した。同会議以降、様々な観光 産業組織によって子どもの商業的性的搾取に 反対する独自の方針文書や行動倫理規範が採 用されるとともに、注 6)観光地での子ども の性的搾取は犯罪であることを乗客に伝える 機内ビデオや顧客向けパンフレットの作成、 従業員教育など企業の取り組みが本格的に進 んでいった。

1997年には、ストックホルム会議の行動計画への応答として、WTO は国際 ECPAT や多くの政府および観光産業協会などと協力して WTO 内に「子どもの保護と観光業特別委員会」(Child Protection and Tourism Task force)を創設した(詳細は次章)。

第2回「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」は2001年12月横浜で開催され、136か国の政府代表を含む3050名が参加した。会議最終日に採択された宣言「横浜グローバルコミットメントメント2001」では、旅行及び観光業界の構成員等の民間部門は「児童を性的搾取から保護するための企業政策や服務規程を採択し、実施する等により、児童の保護の強化に包括的、体系的かつ持続的に関与している」としてこれまでの活動が評価された。注7)会議中、WTOは「子どもの商業的性的搾取からの保護に対する観光旅行業部門の貢献」という題でECPATと協力してワークショップを開催、コード・オブ・

コンダクトプロジェクトの紹介などを行った。 さらに WTO と IATA (国際航空運送協会) は、政府に子どもを性的に虐待する旅行者に 対するより積極的なより厳しい法律の策定と 実施を促す一方、メンバーの積極的な協力を 求めている。

コード・オブ・コンダクト運営委員会

2000 年以降、活動の中心となってコード・オブ・コンダクトの調印推進・実体化・事業のモニタリング・情報提供などを国際的な立場で担い、プロジェクトの方向性を決定しているのはコード・オブ・コンダクト運営委員会である(本部: ニューヨーク)。

運営委員会は複数のステークホルダー (Stakeholder)から成り立っている。ステークホルダーとは、通常「利害関係者」と訳されているが、本稿で述べるステークホルダーとは金銭的な利害関係のみならず、「活動を行う上で関わる様々な分野からの代表者」を指している。ステークホルダーにはそれぞれ異なる視点を提供して議論を深めることが期待されている。

2005年から2007年の運営委員会メンバーは次の通りである。観光旅行業界には最も多い7席が割り当てられている。内訳はホテル業界 IHRA(国際ホテル・レストラン協会)とアコーホテルズ、ツアー・オペレーター代表 TOI(Tour Operator's Initiative for Sustainable Tourism Development)と Kuoi Scandinavia、トラベル・エージェント代表 カールソンワゴンリットとドイツ旅行協会(DRV) さらに国際青年旅行団体連盟 (FIYAO)が加わっている。

政府機関代表には2席が割り当てられており、WTO とブラジル政府観光局となっている。 さらに NGO 枠3 席には、国際 ECPAT と ECPAT コスタリカ、Responsia Brazilである。このほか05年からEUに代わり日本ユニセフ協会が運営資金提供団体として1

議席割り当てられ、そのほか1席の独立席がある。コード・オブ・コンダクト運営委員会事務局は、同規範に調印を希望する企業への情報提供を行うとともに年次報告の提出先であり、モニタリング機能を担う。年4回ニュースレターを発行し、コード・オブ・コンダクト調印国の関係者向けに世界各国の最新関連ニュースを提供している。また、WTOの開催する「性的搾取から子どもを守るための特別委員会」やECPAT主催の会議などにも出席し、コード・オブ・コンダクトの進捗状況などの報告を行っている。注8)

1996年の第1回「児童の商業的性的搾取に 反対する世界会議」を契機として、公的セクターと民間セクターはこの問題への解決に向け様々な取り決めや規範、宣言を策定し、本格的な協力関係を構築していった。現在、その枠組みのなかでコード・オブ・コンダクトの調印と項目の実践が推進されている。次章では、この取り組みが国境を越えて広がっていった過程でWTOがどのような働きをしたのか、またその働きを支えた理念や資金についてみてゆきたい。

注

注1) http://www.ecpat.net/eng/index.asp

注 2) 調印した企業・団体はコード・オブ・コンダクト国際運営委に毎年実施状況を示した 報告書を提出する。 http://www.thecode.org/

注 3) オーストリア、アルバニア、ブルガリア、ブラジル、コスタリカ、デンマーク、ドミニカ、フィンランド、ドイツ、イタリア、日本、ケニア、モンゴル、メキシコ(カンクン)、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ルーマニア、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、UK、USA

注 4) Martin Staebler(1996) "Tourism and Children in Prostitution" ECPAT 注 5) たとえば、 WTO(2001)Protection of Children from <u>Sexual Exploitation in Tourism Youth</u> <u>Module For Ages 12-16</u> Madrid ,Spain

WTO (2001)Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism Training Module For Future Tourism Professionals, Madrid ,Spain

Child Wise (2002) <u>Preventing Child</u>
<u>Abuse in Tourism Destinations Trainer</u>
<u>s Manual, Victoria</u>, Australia

Camelia Tepelus ed., (2004) <u>Code of Conduct for the Protection of Children from Sexual Exploitation in Travel and Tourism Overview and Implementation Examples, Graforama</u>

注6)以下のような文書がある。

- ・ 国際ツアー・オペレーター連盟(IFTO): 「子どもの商業的性的搾取に反対する行動倫理規範」
- ・ 国際ホテル・レストラン協会(IH & RA):「子どもの性的搾取反対決議」
- ・ 国際航空運送協会 (IATA):「子どもの商業的性的搾取を糾弾する 最終決議」
- ・ 国際旅行業婦人連盟 (IFWTO): 「買春観光反対決議」
- ・ 国際青年旅行団体連盟 (FIYTO):「子どもの商業的性的搾取を根絶するための決議」
- ・欧州連合内の国内旅行代理業者団体および ツアー業者協会(ECTAA):「子どもの商 業的性的搾取反対宣言」
- ・欧州連合および欧州経済地域のホテル・レストラン・カフェおよび類似の業種の国内協会連合(HOTREC):「子どもの性的搾取反対宣言」
- ・ 国際食料・農業・ホテル・レストラン・ケータリング・煙草および関連労働組合連盟 (IUF/UITA/IUL):「買春観光に関する決議と基本合意」
- ・旅行業者協会世界連盟 (UFTAA): 「子どもと旅行業者の憲章」

注7) 外務省下記ホームページを参照。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/g lobal_comm.html

注8)注2)のホームページ参照。

2章

観光における子どもの性的搾取に関する世界観光機関(UNWTO)の取り組み

WTO の取り組み

観光における子どもの性的搾取という問題に対し、WTO は 1995 年の第 11 回総会において「組織的なセックス観光防止に関するステートメント」を採択、「子ども買春は 1989年に採択された国連子どもの権利条約第 34条の侵害にあたる」と非難し、旅行者の送り出し国と受入国双方での厳しい法的措置を求め、政府に対して防止と根絶を促すととともに旅行業界にも対策を打ち出すことを求めた。

1999年には、第13回WTO総会において「世界観光倫理規約」が採択され、その第2条3項として「あらゆる種類の人的搾取、とくに子どもの性的搾取は観光の基本目的に反し、観光を否定するものであり、これらに対しては国際法に照らしてすべての国の協力を得ながら精力的に闘い、これらの行為が外国で行われた場合には、加害者を目的国と自国の法律により譲歩なしに罰するようにしなければならない」という規定が設けられた。

第1回児童の商業的性的搾取に反対する世会議で採択された行動計画への応答として、1997年にWTOは国際ECPATや政府および観光産業協会などと協力してWTO内に「子どもの保護と観光業特別委員会」(Child Protection and Tourism Task force)を創設した。これにより本格的な国際意識啓発キャンペーン「子ども観光買春に NO」(NO Child Sex Tourism)が始動した。

キャンペーンのミッションは子どもの保護であり、また観光における子どもの性的搾取の実態を明らかにし犯罪者を孤立させることである。そのために 観光部門・政府・旅行者の意識向上 観光業が倫理的に「良き行動」の実践を促す 観光業を対象とした行動倫理規定や他の自己規制的な対策を採用する 公的部門と民間部門の協力促進を目標とした。

委員会のメンバーは、WTO、政府、観光産業協会、ECPAT、メディア、研究者などによって構成された。キャンペーンに際し、共通の口ゴも作成された(この口ゴは、元々ブラジル政府が作成した。日本でのコード・オブ・コンダクト推進のための口ゴの原型となっている)。図表1)特別委員会の名称は後に「性的搾取から子どもを守るための特別委員会」と変更され、2006年3月までに合計18回開催されている。

2000年の終わりには EU(欧州連合)か ら100万ユーロの資金援助を受けキャンペー ンは拡大する。EU からの資金援助によって、 ヨーロッパの ECPAT グループ (オーストリ ア、スウェーデン ドイツ、イタリア、オラ ンダ UK の各 ECPAT)が進めるコード・ オブ・コンダクト推進活動への支援、第2回 世界会議での同特別委員会によるワークショ ップの開催のほか、後述する観光における子 どもの性的搾取防止に関する教材の作成(観 光学校の学生および一般青少年向け) 各国の 観光機関が積極的に子どもを性的搾取から守 るための「国内観光行政のためのフォーカル ポイントガイドライン (Guidelines for National Administration Focal Point) の作成などがすすめられた。

2002 年には EU の行政執行機関に当たる EC (欧州委員会)との取り決めにより、第1回資金提供時のプロジェクトの強化と共に、空港での旅行者への情報の直接提供(ギリシャ空港)や若者に焦点を当てたテレビや映画でのスポット的な情報提供などの意識啓発活

動などに力点が置かれた。EU による支援は 総額 200 万ユーロに及んだ。この間に、46 か国がその開発に携わったインターネットサ イト・子ども買春と観光業ウオッチ (Child Prostitution and Tourism Watch)も急速に 発展し、WTO や観光業界、政府、NGO が 子どもの商業的性的搾取に反対するために実 施している活動について現在も包括的な情報 提供が行われている。注 1)

子どもを商業的性的搾取から守るため、 WTO は EU による経済支援のもとでコード・オブ・コンダクトの実施や業界内の他の自己規制的な対策の推進とともに、加盟国政府を中心とした国内及び国際ネットワーク構築や意識啓発・教育にも特に力を入れてきた。

国内・国際ネットワーク構築に向けて A.国内観光行政機関のためのガイドライン

2001年を通して、WTO は第2回世界会議に向けバンコク、サンパウロ、ベルリン、ロンドンで地域協議を開催した。その成果を生かし、WTO は、加盟政府内の行政機関が子どもの性的搾取に対応する部署を置くとともに、国内法を強化し、法の実効性を高めることを目的として、各国の行政担当者向けに「観光における性的搾取から子どもを保護することに焦点を当てた国内観光行政ガイドライン」を作成した。注2)

文書では、観光における性的搾取から子どもを保護するための国際条約や国内法、世界観光倫理規約など業界の倫理規定、取り組み事例、この問題に関する観光セクターの責任と義務、観光行政機関の責務、他の行政機関、観光旅行業界やNGOなどのパートナーとの協力関係のあり方などが述べられている。特徴的なのは、観光行政機関の責務と役割、実施のための手順などがとても具体的に書かれていること、また他のパートナーの役割も明確に提示されていることである。

B. 観光における性的搾取から子どもを保護 するための地域協議

WTO は 2001 年の地域協議に続き 2003 年 4 月に「観光における性的搾取から子どもを保護するためのヨーロッパ地域協議」をローマで開催した。これを皮切りに 5 月にコスタリカのサンジョゼでアメリカ地域、6 月にインドネシア・バリ島でアジア・太平洋地域、9 月にはセネガルのダカールでアフリカ地域の地域協議を開催している。これらの地域協議では、WTO の取り組みやコード・オブ・コンダクトの紹介、子どもの商業的性的搾取に関わる研究発表、各企業で進められている様々な取り組みの成功例などが発表された。

筆者は NGO からの参加として 2003 年 6 月 26 日から 27 日にバリ島で行われたアジア・太平洋地域協議会議に参加した。その際、各国の大使館や観光省や外務省などの行政機関のほか、国際刑事警察(INTERPOL)や国際移住機構 (IOM)といった国際機関や、開催地であるバリ島の旅行会社、大学、研究機関、観光協会、NGO などから 100 名を越す参加があったにもかかわらず、日本からは筆者と同じNGO に所属するスタッフ 1 名のほかなく日本からの政府関係者、旅行業関係者の出席が促される場面もあった。

バリ会議最終日には参加者によって「バリ 提言」が採択された。提言には、観光セクタ ーは観光地での子どもの性的搾取を防ぐ大き な責任を持つこと、観光旅行業の施設やネッ トワークが子どもの性的搾取に決して利用さ れないよう対策を取ることを自覚するという 子どもの商業的性的搾取に対し 序文の後、 ては子どもの人権という枠組みだけでなく、 持続可能な観光開発というより広い文脈の中 で考えなければならない 国内の観光行政 と観光旅行業は、子どもの権利条約と責任あ る観光開発の原則を基礎として、防止と保護 に関する適切な戦略や手段を開発・実施して いかなければならない 観光部門は特にコ ミュニティ・ベースでの貧困、経済的不平等、 労働機会の欠如、社会的格差や排除、低いレ ベルの教育といった性的搾取の背景となる原因をなくすことに貢献しなければならないという3つの決議と、それらの決議を実行するため政府に対し法制度の確立や担当行政機関の設置を求めるなどの15項目の要望事項が盛り込まれている。

会議を通して、この問題の解決に向けてすでにヨーロッパ地域を中心として国際機関、政府、NGO、企業及び業界団体という4つのステークホルダーが連携を深めていること、日本では1999年に子ども買春・ポルノ禁止法が制定されて子どもを買春する者は法律によって裁かれるようになったが、上記のような連携体制はまだ生まれていないこと、海外では依然として「日本は加害国」という印象を持たれたままである、と強く感じた。

若い世代の教育

『観光における子どもの性的搾取防止に関するトレーニング・モジュール』の作成

前述のように WTO は EU の資金提供を受 け、2001年に観光における子どもの性的搾取 防止に関する教材(観光学校の学生向けと12 歳から 16 歳の青少年向け)を作成、学校の 通常の授業の中でこの問題について包括的に 学べるカリキュラムを開発した。テキストの 内容は大きく異なるものではなく、両者とも 用語の定義、子どもの商業的性的搾取の状況 説明、搾取の原因と子どもへの影響、コード・ オブ・コンダクトを含むこの問題への世界的 な取り組みの実例、この問題に取り組む際に 根拠となる国際条約や規範および国内法につ いて、政府および政府機関、旅行業界、NG O、地元市民、旅行者の役割と責任などであ り、それらを若い人々にどのように教えるか を提示している。特徴的なのは、この問題ど ちらの教材も「持続可能な観光、責任ある観 光」という視点を強調し、その実現のために 官民それぞれの役割を強調している点である。 たとえば青少年向けの教材では、観光業の国 際的成長はほとんどの観光地に経済的恩恵だ

けでなく社会的・文化的にネガティブな衝撃 を与えたことを指摘。そのネガティブな一面 として「セックスツーリズムによる人間の搾 取」について言及し、その被害が子どもや青 年に及んでいること、「観光における子ども買 春は観光地の評判を落とし、荒廃させる」と 指摘している。さらに、「現在の旅行者のニー ズと旅行者の受入国のニーズを満たし、その 一方で未来に向けて(観光の)可能性を守り 高めていくこと」であるという WTO の「持 続可能な観光」の定義 (当時)注3)を引 用して、旅行者が旅行先の文化や風習、法律 や服装に関する決まりなどを理解し"責任あ る旅行" (Responsible tourism)を行うことが 持続可能な観光につながると指摘している。 そして持続可能な観光の実現のためには政府、 国際機関、観光旅行業者、NGO 旅行者を含 む個人の連携が欠かせないことを強調し、そ れぞれの立場での役割を列挙している。注4) 持続可能な開発への関心と CSR 意識の高ま 1)

これまで見てきたように、WTO は子どもの性的搾取問題に取り組む際に 1999 年に採択「世界観光倫理規約」を基礎としてきた。世界観光倫理規約は、政府、ツアー・オペレーター、ディベロッパー、トラベルエージェントをはじめ 旅行者、地域社会を含むステークホルダーの義務と権利について述べたもので、観光業界の"ゲームのルール"として位置づけられている。注5)注6)注7)

1995年にWTO総会で採択された、観光における子ども買春を非難し政府と業界に対策を求めた宣言である「組織的なセックス観光防止に関するステートメント」や、1999年の世界観光倫理規約の採択は、グローバルな経済発展が進行し、環境・人権・労働問題など多国籍企業が途上国に与える社会的インパクトが問題になって、「持続可能な開発」に国際的な関心がいっそう高まっていったことを背景にしている。世界観光倫理規約が採択され

た 99 年 1 月には世界経済フォーラムが開催されており、コフィー・アナン国連事務総長は「グローバルコンパクト」を提唱し、世界各国の企業に対して人権、労働、環境の分野にわたる 9 原則を支持し、実践するように呼びかけている。

世界観光倫理規約の内容をみると、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」で発表されたブラントラント報告で提唱され、1992年の国連環境開発会議(地球サミット)で採択された行動計画・アジェンダ 21 に引き継がれていった「持続可能な開発」という概念が「持続可能な観光」として継承されている。

「持続可能な開発」に関する概念の発展に伴って、1990年代後半から特にヨーロッパにおいて企業の社会的責任(CSR)」という概念に関心が高まりその実践が進められてきた。これは、ヨーロッパでは欧州結合がもたらした否定的な影響を克服するために「社会的結合(社会的な問題を解決するために連帯感を強めること)に大きな関心が集まり、失業者や貧困者といった「社会的に取り残された人々」の増大にいかに対応していくかという危機意識が背景にあったためである。注8)

CSR には現在でも様々な定義があるがその内容は次の定義に表されよう。すなわち、「CSR とは社会面および環境面の考慮を自主的に業務に統合することである。それは、法的要請や業務上の義務を上回るものである。CSR は法律や契約に置き換わるものでも、また法律および契約を避けるためのものでもない。「ヨーロッパ・マルチステークホルダーフォーラムの定義」注 9)

WTO は世界観光倫理規約の中の「社会的に持続可能な観光」という理念の実現に向け、子どもの性的搾取問題という領域に焦点をあて他のステークホルダーと協働してきたといえる。コード・オブ・コンダクト関連プロジ

ェクトの促進はその一環として位置づけられている。ヨーロッパの ECPAT グループがコード・オブ・コンダクト推進に積極的であることや、これまで述べてきた WTO による持続性のある観光の実現に向けた努力に対し、EU が巨額の資金を提供したことは、ヨーロッパにおける CSR 意識の高まりと密接な関係がある。社会的責任としてヨーロッパの企業が子どもの性的搾取という分野で NGO と協働している事例については次章で取り上げたい。

注

図表 1



共通ロゴ下段には個々のステークホルダー のロゴが入っている。

注1)

http://www.world-tourism.org/protect_child
ren/index.htm

注2)

Guidelines for National Tourism

Administration (NTA) Focal Points for the Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism

注3)WTOの最新の「持続可能な観光」の 定義は次のホームページを参照。

http://www.unwto.org/frameset/frame_sust_ainable.html 継続性を高めることやステークホルダーの関与などが強調されている。

注 4) WTO(2001)<u>Protection of Children</u> from Sexual Exploitation in Tourism Youth Module For Ages 12-16 Madrid ,Spain P.17-P.18, P.31-P.32 WTO (2001)<u>Protection of Children from Sexual Exploitation in Tourism Training Module For Future Tourism Professionals</u>, Madrid ,Spain

P.35-P.38

注 5)世界観光倫理規約全文は下記ホームページ参照。

http://www.world-tourism.org/code ethics/pd/languages/Codigo%

注 6)WTO「子どもの保護と観光業特別委員会」事務局・Marina Diotallevi 氏の WTO アジア太平洋会議での発表から。(2003 年 6 月 26 日)

注7)WTO「子どもの保護と観光業特別委員会」議長デビッド・ビレジャー氏によれば、WTO が加盟国と賛助加盟国を対象に実施した調査では、国内法や観光振興計画作成の際、世界観光倫理規約の原則を法的文書に盛り込むかまたは基礎としている国は4分の3か国にのぼるという。(WTO子どもの保護と観光業特別委員会2005年11月14日議事録による。)世界観光倫理規約はすでに(大要のみも含め)33か国語で翻訳されている。注4)参照。

注8)梅田徹『企業倫理をどう問うか グローバル化時代の CSR』2006年 日本放送教会 P.63

注9)藤井敏彦『ヨーロッパの CSR 何が違い、何を学ぶのか』日科技連出版社 2005 年 P.20

3章

国際 NGO・ECPAT の働き

1996年の第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議において、ペドファイル(小児性愛者)だけでなく、加害者の大多数を占める「状況的性的搾取者」(機会があれば子どもであっても買春の対象とする搾取者)が旅先で子どもを性的搾取する際に、輸送や宿泊

など間接的に観光旅行業が利用されていることが指摘されたことをうけて、国際 ECPAT は ECPAT グループ、観光旅行業界ととともに、子どもへの虐待者の多数を占め、教育や対策の効果が最もあらわれる状況的性的搾取者をターゲットとした啓発活動に重点を置くようになっていく。注1)

1996 年には ECPAT はそれまでアジア観光における子ども買春根絶を目指すキャンペーンから子どもポルノ・子ども買春・性目的の人身売買根絶を目指す国際 NGO と成長し、現在では国連経済社会理事会の特別協議資格を持つ NGO として、世界 67 か国 73 グループがゆるやかな連携を保ち、観光における子ども買春問題のほか、法改正と法の執行強化に向けてのロビーイング、子どもポルノ問題への対応、被害にあった子どもの教育・身体的・心理的・社会的ケア、防止活動、メディアへの働きかけなど各国の事情に合わせた活動を続けている。

国際 ECPAT はこれまでそのネットワークを生かして、数値化が困難な世界各地で生じている子ども買春に関する状況分析調査に力を入れ、対策を講じるために役立ててきた。注2)2001年には、観光における子ども買春防止のための「観光デスク」を設置して人員を配置し、各国の観光行政機関や国際機関、協力企業、ECPAT グループ内への情報提供や連携強化を図った。国際 ECPAT の「観光デスク」担当者は、同年から WTO の「子どもの保護と観光業特別委員会」とコード・オブ・コンダクト運営委員会に NGO 代表として加わっている。

ECPAT グループによるコード・オブ・コン ダクト推進

1 章で述べたようにコード・オブ・コンダクトは 1998 年に ECPAT スウェーデンが子どもの観光買春に反対するツアー・オペレーター規範」として政府や WTO、EC のサポートを受け開発したものである。スウェーデン

での成功の背景には、ECPAT スウェーデンのスタッフがスウェーデン政府官僚の経歴を持ち、その人脈を十分に生かしていることもあげられる。その後、ドイツ、イタリア、オランダ、イギリスの ECPAT グループと企業や国内の観光旅行協会の間で同様な規範への合意が進められるなど、コード・オブ・コンダクト推進の動きは 2000 年以降ヨーロッパ各地に広がっていった。

コード・オブ・コンダクト推進のために世界各国の ECPAT が進めてきた活動としては、各国および国際機関へ対策を求めるロビーイング活動のほか、旅行者への意識向上キャンペーンとして啓発用航空機内ビデオ(エクパットルクセンブルク エアフランスなどで上映)や、旅行者向けパンフレットの作成(ECPAT イタリア、スウェーデン、USA その他多数)などがあるが、世界的に有名な活動として ECPAT オーストラリアによる旅行目的地で子どもを性虐待から守るための防止プログラム「チャイルド・ワイズ・ツーリズム」がある。

A. チャイルド・ワイズ・ツーリズム

「チャイルド・ワイズ・ツーリズム」(子ど もに配慮した観光)は1999年にオーストラ リア政府の資金提供でタイとベトナムで開始 され、現在も東南アジア地域の各国政府の観 光省や他の行政機関とのパートナーシップに 基づき活動を続けている。活動内容は、主に 観光旅行業の現場で働くスタッフ(ホテル従 業員、タクシー運転手、ツアーガイド、トラ ベルエージェント、客室乗務員、みやげ物店 の従業員、レストランやバーのスタッフなど) に対し子どもの性的搾取防止の基礎となる理 念や法律、現場での具体的な対応策伝授など を組み合わせ現場に即応したトレーニングプ ログラムを実施している。7 年にわたる活動 の中でアセアン政府との協力関係を深め、現 在タイ、ベトナム、フィリピン、カンボジア、 インドネシア、ミャンマー、ラオスといった

「セックスツーリスト」の主要な目的地とされる国々で活動を進めている。「チャイルド・ワイズ・ツーリズム」プログラムは、後述するアコーホテルグループの東南アジア各国の従業員教育にも組み込まれ、2002年の時点でタイ、ラオス、カンボジアにある全てのアコーホテル(18か所)で延べ3000人のスタッフが研修を受けた。注3)

チャイルド・ワイズ・ツーリズムが発行し ている研修者用マニュアルを見ると、この研 修プログラムが、子どもの人権保護という視 点とともに WTO の「持続可能な観光開発」 という理念を基盤にしており、観光旅行業に 携わるスタッフがこれらに基づいた行動を現 場で実践することを目的としていることが良 くわかる。マニュアルでは子どもの商業的性 的搾取が子どもの権利の根本的侵害であり、 現代奴隷制の一形態であるというストックホ ルム宣言の文言が紹介されるとともに、観 光・旅行業のプロフエッショナルは子どもの 性的搾取防止に関する法律を周知している必 要があり、客は常に正しいと限らず子どもへ の性的犯罪者は通報されるべきこと、観光に おける子ども買春が観光地を荒廃させうるこ と、観光旅行業に携わる者は、自分たちの職 場や居住地、コミュニティでいかに子どもを 守るか学ぶ責任がある、と述べている。添付 の研修用ビデオは、WTO を含む先駆的な観 光旅行業界のトップの映像・談話を紹介し研 修参加者のモチベーションを高める構成とな っている。注4)

B. アコーグループとの協働

企業が社会的責任として子どもの性的搾取という人権分野に焦点を当て、NGOと協働している事例にとして、アコーグループの例がある。アコーグループは、ソフィテル、ノボテル、メリキュール、アイビスなど世界100か国に4065のホテルを傘下に47万5,433室を保有し、ホテル業のほかに旅行代理店やレストラン経営、チケットやクーポンの発券業

務なども行っている。(本部はパリ。数字は2005年度)注5)。アコーグループは「持続性のある、公正で責任を伴った観光」という自社の理念の実践として、顧客と従業員の意識向上を図り日常業務に理念を反映させるため、国際 ECPAT や ECPAT グループ と協力しつつ、旅行者の送り出し国・受入国の両方でグループのネットワークを生かして子どもの商業的性的搾取根絶のための活動を推進してきた。

アコーグループのホテル部門である世界最 大級のホテルグループアコーホテルズでは、 これまでフランス、イギリス、タイ、カンボ ジア、ラオス、インドネシア、ドミニカ、フ ランス領ギアナ、メキシコ、セネガル、ブラ ジル、ルーマニアで ECPAT と協働してきた。 参加したグループ内の企業としては、アコー ホテル、ソフィテル、ノボテル、メリキュー ル、カールソン・ワゴンリットトラベルなど がある。アコーホテルは様々なプログラムを 実施している。その例をいくつか挙げてみた い。注6)

<情報提供キャンペーン>

・フランスの旅行者を対象に旅行チケットとともに子ども買春に反対するリーフレットをアコーの旅行代理店を通じ2001年から2005年までに200万枚配布。2005年にはタイのノボテル・バンガナ・バンコックでホテルのテレビ放送を通じてECPATキャンペーンに関する映像を放送。

店内や本社での同内容のポスター展示。自社 企業内への情報提供。

<従業員やゲストの意識向上と教育>

- ・タイ国内全てのソフィテル、ノボテル、 ECPAT との協働や子ども買春に関する情 報を伝えるポスターやチラシの提示・配布。
- チャイルド・ワイズ・ツーリズム研修の実施。

<コード・オブ・コンダクト調印と推進> 2003 年にアコーホテル・アジアがアジアで最 初のホテルグループとして調印。また 2004 に北米のカールソン・カンパニーが調印したことを受け、アコーが共同出資している「カールソン・ワゴンリットトラベル」は発券した500万枚のチケットにコード・オブ・コンダクト推進の姿勢を表す文章や ECPAT の口ゴを印刷した。従業員教育に関しては、これまで10か国で6000人以上の従業員がト性的搾取のリスクのある子どもを発見し、対応するためレーニングを受けた。注7)

<ファンドレイジング(資金調達)イベント>・2003年にノボテル・バンコク・サイアム・スクエアにおいてチャリティファッションショーを実施。同年及び2004年、2005年にバンコク・ルンピニー公園でチャリティウォークを実施。集まった寄付金はECPATが実施する子どもの教育プログラムへ。

<インカインド(現物支給)による貢献>

・国際 ECPAT の総会時や ECPAT の関連する国際会議時におけるホテルルーム・会議室の提供、割引。ECPAT が主催するイベントの賞品としてホテル宿泊券の提供。

<関連委員会・会議への出席>

・WTO の「子どもの保護と観光業特別委員会」やコード・オブ・コンダクト運営委員会、 CSR 関連会議などへの出席。

「持続性のある観光」に対するアコーグル ープの姿勢

アコーグループは 2004 年の年次報告書「持続可能な開発」という項目において、「観光旅行業が私たちのグループ企業の受入国で最大の産業であること、これが我々による開発が政府機関、業界団体、メディア、評価機関やその他の組織によってしっかりと監視される理由である」と述べている。さらにアコーグループによる社会と環境への責任を重視する開発は、顧客、従業員、サプライヤー、株主を含むステークホルダーに対して利益となることは明らかであるとしている。なぜなら、顧客はアコーから提供されるものの品質の向

上を、従業員は社会と環境への責任を重視する開発がもたらす好影響を、サプライヤーはアコーがフェアトレード製品と同様に非常に革新的な製品やサービスの受け入れ先であることを、株主は長い目で見たときの社会や環境への責任を認識するからである。

アコーグループは 04 年度年次報告書で子どもの性的搾取に対する取り組みを、他のエイズ防止プログラムや環境保護プログラムとともに、持続可能な開発を推進するための自社の役割と述べている。報告書は、このような取り組みを長続きさせるには、持続可能な開発という理念を経営方針や日常の業務手続きに反映・定着させ、具体的な行動として実現させなければならないこと、アコーグループはそのような難しいがやりがいのある課題に臨んでいる、とアピールしている。

注8)注9)

子どもの商業的性的搾取」という問題の解決に向けて、ECPAT は子どもの人権という観点とともに2章で見てきた「持続可能な観光」という理念を観光・旅行業業界と共有して連携を深めてきた。国際 ECPAT 及びECPAT ネットワークによるアコーグループへの情報提供や研修プログラム、チャリティの機会の提供は、CSRを推進している様々なプロジェクトに生かされ、アコーホテルのイメージアップに貢献している。また、チャイルド・ワイズ・プログラムによって「持続可能な観光」という理念は現場で働くスタッフにも共有され、具体的な行動として日々の業務にとり入れられている。

注

注1)性的搾取者は第1回世界会議で次のように定義されている。

状況的虐待者 機会があれば子どもとでも セックスする虐待者。

選好的子ども性虐待者 セックスの対象として思春期前後の子どもを探す虐待者。

小児性愛者 = ペドファイル。人格的異常であり性的関心は思春期前の子ども。

大森佐和・斎藤恵子訳スウェーデン世界会議 資料 性的搾取者』ストップ子ども買春 の会 1997

注 2) 現在進行中の調査としては、インターネット技術の発展と観光における子ども買春との相関関係に関する調査を行っている。

注3) 2004 年 10 月 WTO 子どもの保護と観 光業特別委員会での Luc Feran 氏の発表に よる。

ACCOR Cooperate Communication and External Relations などによる。

注 4) Child Wise (2002) <u>Preventing Child Abuse in Tourism Destinations Trainers Manual</u>, Victoria , Australia 注 5) ホームページ参照。

http://www.accor.com/gb/index.asp

注 6) アコーグループ年次報告書 2005 年 p.93-P.95、Luc Feran 同上などによる。 注 7) 2006 年 3 月現在までコード・オブ・コンダクトに調印したアコーホテルがあるのは、ブラジル、カンボジア、フランス領ギアナ、インドネシア、ラオス、ドミニカ共和国、ルーマニア、タイ。

注8) アコーグループ年次報告書 2004 年 P. 90

注9)在日フランス大使館ホームページによると、2005年5月、フランス観光担当大臣は「フランスおよび世界で子どもの権利を尊重する観光旅行のための憲章」を発表した。この憲章にアコーグループをはじめエアフランス、Club Med など観光関連企業17社が署名している。

4章

日本におけるコード・オブ・コンダ クト調印の背景と意義・今後の課題

2004年までの旅行業界の取り組み

すでに論じてきたように、ヨーロッパを中

心に 1996 年に開催された第1回児童の商業 的性的搾取に反対する世界会議を契機として、 観光・旅行業界においても観光における子ど も買春という問題への認識が深まり、子ども の権利保護という観点とともに、「持続性のあ る観光」という視点から業界として対策も進 められてきたが、日本で子ども買春・ポルノ 禁止法が施行され国外犯も処罰の対象となっ たのは 1999 年と遅く、注1)日本の観光旅 行業界のこの問題への対応は積極的なものと は言えなかった。日本の観光旅行業界がこの 問題への本格的な取り組みを開始したのは、 2004 年 9 月以降である。1970 年代から 80 年代に大きな問題となった日本人のアジア買 春ツアーに関し NGO から厳しい抗議を受け たこともあって、それまで NGO との協働に は消極的であった。旅行業関係者の話を聞く と、「対策を講じれば(旅行業法が改正され、 もはや大手の旅行業者が子どもの性的搾取に 直接関与することはないのに)関与している とみなされるのではないか」という懸念もあ ったようである。

2003 年までの子ども買春に関する旅行業界の取り組みとして JATA は、業界内企業会員企業に対する働きかけとして、ホームページや「JATA ニュースレター」への 1996 年児童ポルノ等禁止法趣旨掲載、JATA 内の関係委員会への法律の趣旨説明、JATA の 8 支部で開催したセミナーで法律の趣旨説明・啓蒙をあげている。また 2001 年 5 月 18 日にはECPAT/ストップ子ども買春の会が主催した子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議に先立つ意見交換会(於:スウェーデン大使館)に参加し、JATA の取り組みを紹介した。さらに、2001 年の第 2 回世界会議には JATA の海外旅行委員会メンバーや職員が参加した。

従業員に対する研修・指導については JATA 旅行業務取扱主任者研修会や旅程管理 研修会のなかで指導を行っているということ である。また、海外旅行先の現地手配をする

ツアー・オペレーターの業界団体に対して法 律の趣旨・内容について周知、協力の要請を したという。旅行参加者、個々の一般の消費 者の啓蒙については、JATA 作成の海外旅行 パンフレット「安全な海外旅行のヒント」で 「日本の子どもも、世界の子どもも、その人 権を守るのは大人の責任です。」という表題で、 子ども買春ポルノ禁止法の遵守について触れ、 会員及び全国の消費者センターに配布してい るとのことである。さらに、国際観光振興会 と JATA が 2002 年 11 月に出国者向けに作 成し、空港におかれたリーフレット「安全な 楽しい旅のために」各国版には、「犯罪です、 子ども買春」という項目が設けられ、アジア だけでも100万人の子どもが被害者になって いること、法律の遵守と子ども買春・子ども ポルノは子どもの基本的人権の侵害であるこ とを伝えている。注2)

コード・オブ・コンダクト日本調印

2004 年 4 月にアメリカで北米最大級の旅 行業グループ「カールソン・カンパニー」が 北米初めてコード・オブ・コンダクトに調印 したこともあって、日本でも関心が急速に高 まった。ニューヨークにあるコード・オブ・ コンダクト運営委員会の一員である日本ユニ セフ協会、および JATA の積極的関与、 ECPAT/ストップ子ども買春の会によるコー ド・オブ・コンダクトに関する情報提供、旅 行業界と日本ユニセフ協会との良好な人的交 流も日本での調印を促したといえる。また、 調印に向けてコード・オブ・コンダクト運営 委員会や国際 ECPAT からの具体的アドバイ スも欠かせなかった。このような背景のもと、 04 年 11 月 19 日、翌年 3 月の日本でのコー ド・オブ・コンダクトの調印を視野に入れた シンポジウムが、日本ユニセフ協会と ECPAT/ストップ子ども買春の会の主催で開 催され、多数の国内旅行会社が参加がした。 シンポジウム会場では、国内で海外旅行を取 り扱う旅行会社の 8 割を占める旅行会社 1200 社を正会員とする JATA(日本旅行業協会) がこのコード・オブ・コンダクト調印への積極的姿勢を明確にした。

2005年3月14日、ユニセフハウス(東京・品川)において日本ユニセフ協会主催「子ども買春防止のための旅行・観光業界倫理行動規範」調印式が行われ、国内旅行会社約1200社の正会員を有する日本旅行業協会(JATA)日本海外ツアー・オペレーター協会(OTOA) JTBなどトップレベルの旅行業代表3社が文書に署名し、子どもの観光買春防止に向け積極的にとりくむ姿勢を明らかにした。

日本でのコード・オブ・コンダクト調印とその実体化推進は総称して「コード・プロジェクト」と呼称され、調印した旅行・観光業者は、 自社が会員登録している JATA もしくは日本海外ツアー・オペレーターへプロジェクト参加を表明する プロジェクト参加にあたっては、国際 ECPAT グループの日本国内組織である ECPAT/ストップ子ども買春の会と、コード・オブ・コンダクト国際運営委員会のメンバーである日本ユニセフ協会との間で、業務内容の中で行動倫理規範を実施する旨が明文化された文書の署名を交わす推進協議会製作の研修ツールを利用し行動倫理規範6項目(本稿1章参照)を履行する

3月14日時点でのコード・オブ・コンダクト参加団体は、JATA・OTOAおよび60を超える国内旅行業およびJTBグループ138社。規範に調印した団体は、年間1600万人を超す海外旅行客を送り出す日本の旅行業界が観光における子どもの性的搾取という問題解決のために、その世界的影響力を行使し、社会的な責任を果たそうと一歩を踏み出し、この規範に調印した意義は大きい。

ことを求められる。

3月14日の調印式に出席された高円宮妃殿下は「今後の具体的活動に期待する」と発言、国内外40以上のジャーナリストが日本での調印の模様を世界に報じた。注3)

2005年5月12日にはJATAにおいて第1 回「コード・プロジェクト推進協議会」が開 かれた。協議会には、JATA、JTB、JALパ ック、ピースボートを運営するジャパングレ イス社、日本ユニセフ協会、OTA 及び ECPAT/ストップ子ども買春の会が出席した。 NGO 側から海外での取り組み事例などが紹 介された後、子ども買春に反対する共通の口 ゴマーク作成が話し合われた。推進協議会は 同メンバーでその後1か月に1回の割合で開 催され、2006年7月までに9回開催されて いる。事務局は JATA 内に設置された。推進 委員会では、観光業界が子ども買春に反対す る意思を示す数種類のロゴを作成、2004年 12 月以降、JTB と JAL パック、ジャパング レイス社が同口ゴを掲載した旅行パンフレッ トを店頭に並べた。当初3社であったパンフ レットへのロゴ記載は現在 HIS、びゅうワー ルド、西鉄旅行など他社へも広がっている。 推進委員会では、子ども買春・ポルノ禁止法 の社員・旅行者への周知徹底を図り、各企業 内での取り組みを促すため、基本資料の日本 語への翻訳と内容の検討、研修ツールの作成、 コード・オブ・コンダクト調印企業の研修担 当者のための研修セミナー実施(研修の実例 提示、海外での取り組み例の紹介など入日本 ユニセフ協会内にコード・オブ・コンダクト 特設ホームページの開設等も行ってきた。推 進委員会の呼びかけに応え、日本旅行など自 社ホームページにコード・オブ・コンダクト ホームページのリンクを張る企業もでている。

日本におけるコード・オブ・コンダクト推進については多くの関心が寄せられている。 ニューヨークのコード・オブ・コンダクト事務局がユニセフに提出したレポートには「2004年8月からの1年間で最も重要なアチーブメントは日本でのコード・オブ・コンダクト発足である」と掲載された。注4)また、アムネスティ・インターナショナル日本 と児童労働ネットワークは、2006年3月「アジアの児童買春~旅行業界が取り組んだCSR」報告 Code of Conduct プロジェクト」で子どもを守る と題して日本の推進協議会メンバーを招いてセミナーを開催した。会場には学生や異業種企業、NGO など 120名もの人々が参加した。会場での質問には「社員教育をどのようにすすめていくのか「大手以外の中小の企業などはどう取り組んでいるのか」といったCSR の具体的な方策を問う質問や、「児童買春ができなくなったら、現地の人たちは生計を失うのでは?」といった「持続的観光」の意味を是非理解してほしい、と感じる質問もあった。

「持続可能な観光」という理念をスタッフはじめいかに多くの人々と共有し、実現のためにどのような具体的方策をとっていくか、強制ではないコード・オブ・コンダクトの各項目の達成をどのように評価していくのか。課題は多い。しかし、上記セミナーのなかでアムネスティ事務局長が指摘するように、日本の企業の CSR への取り組みが環境問題に特化している現状で、子ども買春の問題は「個人の倫理の問題」として切り捨てられ、自分たちや社会の問題として捉えられていなかった。この課題に企業として取り組もうという日本の旅行業界への期待は大きい。

注

注1)「児童買春、児童ポルノに係る行為等の 処罰及び児童の保護等に関する法律」

注2)日本旅行業協会理事長・金子賢太郎氏 の発言ほか。

http://www.unicef.or.jp/library/report/sek_r
ep15.html

注 3)日本での調印は国内外メディアに大き く取り上げられた。詳しくはコード・オブ・ コンダクト特設ページ参照。

http://www.unicef.or.jp/code-p/index.htm 注 4 Narrative and Financial Report on the Project Cooperation Agreement 2004 P. 13

終わりに

本論文では、「子どもの性的搾取防止のため の旅行・観光業界行動倫理範 (コ・ド・オブ・ コンダクト)が第1回「児童の商業的性的搾 取に反対する世界会議」を契機として始まっ たこの問題への解決に向けた公的セクターと 民間セクターの本格的な協力関係の中で生ま れていったこと、WTO は「社会的に持続可 能な観光」という理念の実現に向け、子ども の性的搾取問題という領域に焦点をあて他の ステークホルダーと協働してきたこと、 ECPAT は「持続可能な観光」という理念を 観光・旅行業業界と共有して連携を深め、 ECPAT による企業への情報提供や研修プロ グラム、チャリティの機会の提供は、企業に CSR 実現に貢献していること、日本における コード・オブ・コンダクト推進の背景と意義・ 課題について述べてきた。

カンボジアでは今、「私たちの文化や人間性、 とくに子どもたちの人権を尊重してくださ い」というパンフレットを国語と英仏日中の 4か国語で作成、各地で配布している。そこ には、子どもの虐待・買春発見した際の 24 時間通報ホットラインの番号が掲載されてい る。「子どもへの虐待や児童買春は、子ども達 の人生もあなたの人生も台無しにします」と もある。カンボジアでは児童虐待は最長30 年の刑に処せられる。日本に国外犯を取り締 まるための法律があるにも拘らず、カンボジ アには子どもを買春する日本人旅行者が多数 いることを日本語版パンフレットは物語って いる。世界最大級の規模を誇る日本の観光旅 行業界が、世界の先駆的事例を参考にしなが ら、国際機関や政府、NGO と連携しつつそ のネットワークを生かし本格的に取り組みを 始めたとき、海外、とくに東南アジアにおい て、日本人旅行者に対する現地の人々の視線 はこれまでと大きく異なるものになるだろう。